

令和元年10月1日～

幼児教育・保育の無償化が始まります！



保育所、幼稚園等を利用する

3～5歳児クラス等の

子どもの利用料が無償化されます！

認可保育所、幼稚園（私学助成幼稚園含む）、認定こども園等

- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子ども利用料が無償化
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもは、市民税非課税世帯が無償化

☑ 私学助成幼稚園については、月額25,700円まで無償となります。

☑ 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
幼稚園の教育部分については、満3歳から無償化の対象となります。

☑ 無償化に伴い、副食（おかず、おやつ等）の費用は実費負担となります。

年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子（※）の子どもについては、副食費（おかず、おやつ等）の費用が免除されます。

※保育所・認定こども園（保育部分）は就学前児童から数えて第3子以降の子ども、幼稚園・認定こども園は小学校3年生まで

🚫 私学助成幼稚園に通う児童は、伊達市から「認定」を受ける必要があります。

幼稚園の預かり保育

- ◆ 保育の必要性が認定された、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が、月額11,300円まで無償化

☑ 利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円を上限に無償化

☑ 満3歳（3歳になった日から次の3月31日まで）の市民税非課税世帯は、月額16,300円まで無償化

🚫 無償化の対象となるためには伊達市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認可外保育施設等（※1）

- ◆ 保育の必要性が認定された、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもで保育所等（※2）を利用していない場合、月額37,000円まで利用料が無償化

☑ 0歳児から2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで利用料が無償化

🚫 無償化の対象となるためには伊達市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※1 認可外保育施設、一時預かり保育事業、病児保育事業

※2 認可保育所、幼稚園、認定こども園

【問い合わせ先】 伊達市健康福祉部子育て支援課保育係

TEL : 0142-82-3194 MAIL: jidoukatei@city.date.hokkaido.jp